

有価証券の時価会計

「金融商品に係る会計基準」で「関係会社株式」および「その他の有価証券」のとり扱いが示されています。

公開会社・商法大会社では、強制適用されます。

	(市場価格あり)	(市場価格なし)
関係会社株式	取得原価	取得原価
その他有価証券	期末時価 評価差額は税効果調整後 資本の部に計上	取得原価

* 「関係会社株式」には、実質基準による子会社および関連会社が含まれます。

減損会計は、つぎの場合、取得原価と時価との評価差額を当期の損失として処理します。

1. 期末時価または実質価額が著しく下落
 2. かつ回復可能性が明確に認められない場合
- 著しい下落の具体的な基準：

(市場価格あり)
時価 取得原価 X 50%
で回復見込なし

(市場価格なし)
実質価額 取得原価 X 50%
で回復見込なし

取得原価 X 50% < 時価 < 取得原価 70%
で評価差額に金額的重要性あり、
かつ回復見込なし

上記の基準には該当せず、減損にいたらない場合に、貸借対照表の健全性から、従来の会計慣行で行われていた投資損失引当金の計上がひき続き認められます。

対象株式：子会社・関連会社・特定のプロジェクト目的のために設立された会社

計上が認められる場合：

- (1) 子会社株式等の市場価格又は実質価額が著しく低下している状況にはいたらないものの、健全性の観点から対応する引当金を計上する場合。
- (2) 子会社株式等の市場価格又は実質価額が、著しく低下したものの、回復可能性が見込めるため減損処理対象と、将来発生事象の不確実性を考慮し、健全性の観点から引当金を計上する場合。

計上額の算定：

子会社等の財政状態悪化による株式実質価額の低下相当額を評価性引当金として計上します。

実質価額の算定は、資産・負債の時価評価に基づく評価差額を加味して算定します。

その他：

税効果会計の対象となります。